

助成金制度の概要&申請手続きの流れをわかりやすくご説明します！

静岡県
西部地域
対象

キャリアアップ助成金& 人材開発支援助成金制度説明会

〈講師〉静岡県労働局 職業安定部 職業対策課担当官

平成29年 **10/20** 金 14:00~16:00

〈会場〉浜松商工会議所 10階(B会議室) 浜松市中区東伊場2-7-1

国が雇用支援策として助成(訓練中の経費や賃金の一部等)している
制度について説明会を開催いたします。

活用したいが、助成金の申請をしたことがない。そんな方を対象に、
静岡県労働局職業安定部 職業対策課の担当官を講師にお招きし、制度概要、
助成金の申請の流れ、申請の際の留意点等、わかりやすくご説明いたします。
この機会に、是非ご参加ください。

★対象／助成金申請が初めての方&リピーターの方

キャリアアップ助成金

非正規労働者(契約社員・パート・アルバイト等)の人
材育成・正社員化等を考えている事業主の方

人材開発支援助成金

新卒採用者等正社員を対象に関連した職業訓
練を実施し、専門的な知識・技能を修得させたい、人
材育成制度を導入したいと考えている事業主の方

〈参加料〉**無料** 〈定員〉**40名(申込先着順)**

〈申込方法〉下記申込書に必要事項をご記入の上FAXにてお申込ください

説明会の内容

- ①ジョブ・カード制度について
- ②キャリアアップ助成金制度について
- ③人材開発支援助成金制度について
- ④質疑応答

説明のポイント

- ★助成金制度概要
- ★制度導入活用マニュアル
- ★手続きの流れ
- ★対象となる訓練・導入制度
- ★就業規則等規程例
- ★申請に必要な書類
- ★申請時の留意点

浜松商工会議所は国の委託を受けて制度の普及推進をしています

主催(問い合わせ先)

浜松商工会議所 静岡県地域ジョブ・カードサポートセンター

浜松市中区東伊場2-7-1 TEL.053-452-1117 FAX.053-401-0449

E-mail: jobcard@hamamatsu-cci.or.jp 詳しくはWebで [浜松商工会議所 ジョブ・カード制度](#)



〈FAX送信票〉 **FAX:053-401-0449** 浜松商工会議所 静岡県地域ジョブ・カードサポートセンター行

キャリアアップ助成金 & 人材開発支援助成金制度説明会 参加申込書

| | | |
|------|------|-----------------------|
| 事業所名 | | TEL () - |
| | | FAX () - |
| 所在地 | | |
| 参加者名 | 役職名／ | 役職名／ |

●お申込みいただいた皆様の情報は、本セミナー及びジョブ・カード事業のためにのみ利用させていただきます。

従業員の育成費用に 国の助成金を活用しませんか!



ジョブ・カード制度とは

ジョブ・カードとは、有能な人材を育成したい企業と正社員の経験が少ない求職者とのマッチングを促進する国の制度で、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のためのツールです。採用活動にあたりジョブ・カードを、通常の履歴書と組み合わせることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができま。また、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した職業訓練(雇用型訓練・有期実習型訓練他)を実施し、一定の要件を満たした場合は国の助成金が受けられます。

※ジョブ・カードは、①キャリア・プランシート ②職務経歴シート ③職業能力証明(免許・資格・学習歴・訓練歴・訓練成果・実務成果)シートの3つのシートからなります。

ジョブ・カード活用の企業メリット

1. 自社のニーズに合った職業訓練を通じ有能な人材を確保できます。
2. 訓練生の適性や職業能力を評価することにより、採用時のミスマッチのリスクを軽減できます。
3. アルバイトやパートなどを正社員に登用する時も活用できます。
4. 助成金を活用することにより、採用コストや企業研修にかかるコスト負担を軽減できます。
5. 人材育成や能力開発に積極的な企業であることをPRできます。



従業員に対し職業訓練を行い、正社員化・人材育成をしたい

非正規雇用労働者向け

キャリアアップ助成金
(人材育成コース)

正規雇用労働者向け

人材開発支援助成金
(特定訓練コース)



人材育成制度を導入し、従業員のモチベーションを高め、生産性を向上させたい

正規雇用労働者向け

人材開発支援助成金
(キャリア形成支援制度導入コース)
セルフ・キャリアドッグ制度

キャリアアップ助成金とは

対象:非正規雇用労働者

非正規雇用労働者(有期契約労働者・短時間労働者、派遣労働者他)の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化・人材育成・処遇改善の取組みを実施した事業主に対して助成する国の制度です。

人材育成コース(有期実習型訓練)

ジョブ・カード制度を活用した座学と実習の組合せた訓練
有期契約労働者等に有期実習型訓練(ジョブ・カードを活用したOFF-JT(座学)とOJT(実習)を組合せた3~6ヶ月の職業訓練)を行った場合に助成されます。

★助成額

- 中小企業の額 []は生産性の向上が認められる場合の額
- 座学(OFF-JT)・賃金助成:1人1時間当たり760円[960円]
 - ・経費助成:最大30万円
 - 実習(OJT) 実施助成:1人1時間当たり760円[960円]

正社員化コース

訓練終了後、正社員へ転換
有期実習型訓練終了後、正規雇用労働者に転換した場合に助成されます。

★助成額 中小企業の額 []は生産性の向上が認められる場合の額

- 有期⇒正規:1人当り57万円[72万円]

※助成人数や助成額には、上限があります

有期実習型訓練

既に自社内で雇用しているパート・アルバイト等を正規雇用労働者に転換する為に訓練を実施する場合

訓練生 ジョブ・カードの作成

企業 訓練実施計画作成

キャリア・コンサルティングの実施
ジョブ・カード作成アドバイザーとの面接

キャリアアップ計画書・訓練計画書等 提出

訓練の開始日から1カ月前までに県労働局(またはハローワーク)に提出し確認を受けます

訓練の実施
3カ月~6カ月

教育訓練機関等における座学(OFF-JT)
企業内における雇用関係下での実習(OJT)

正社員として採用

人材開発支援助成金とは

対象:正規雇用労働者

正社員を対象に計画に沿って職業訓練を実施した場合や、人材育成制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成する国の制度です。

特定訓練コース

訓練成果の評価シートとしてジョブ・カードを活用
厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練や・中高年齢新規雇用者等(45歳以上)を対象としたOJT付き訓練を実施した場合に助成されます。

★助成額・助成率 中小企業の額 []は生産性の向上が認められる場合の額

- 座学(OFF-JT)・賃金助成:1人1時間当たり760円[960円]
- ・経費助成:45%[60%]
- 特定分野等に該当する場合、助成率の引き上げがあります
- 実習(OJT) 実施助成:1人1時間当たり665円[840円]

※助成額には、上限があります

キャリア形成支援制度導入コース

制度導入・適用計画等の構築をジョブ・カードセンターが支援
定期的なセルフ・キャリアドッグ制度を導入し、実施した場合に助成されます。

★助成額

- 中小企業の額 []は生産性の向上が認められる場合の額
- 制度導入助成 47.5万円[60万円]

※セルフ・キャリアドッグ制度は、労働者にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを定期的(年齢、就業年齢、年数、役職等の節目)に提供する制度です。

※助成額には、上限があります